令和8年度 庄内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料表

保育料は、利用する施設、各世帯の市町村民税所得割課税額と児童の年齢区分により決定します。 (クラス年齢表で確認ください。)

|※所得割課税額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所 | 得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。

令和8年度のクラス年齢 (クラス年齢は年度途中に誕生日を迎えても変わりません。)

生年月日			クラス年齢
R2.4.2	~	R3.4.1	5歳児
R3.4.2	~	R4.4.1	4歳児
R4.4.2	~	R5.4.1	3歳児
R5.4.2	~	R6.4.1	2歳児
R6.4.2	~	R7.4.1	1歳児
R7.4.2	~	R8.4.1	0歳児
R8.4.2	~		0歳児

1 保育料(保育2号・3号認定)

山形県の保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業に町で上乗せし、3歳未満児の保育料を 第3・4階層は無料、第5階層は半額(令和7年度より)としております。 (単位·円)

<u> </u>	J - 1	神旧信は赤竹、おり旧信は十領	(草仙/年度より/としてあります。 (単位:円/							
階層 区分			保育料月額							
		定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児			
		是 我	保育	保育	保育	保育	保育	保育		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
笋	5 1	生活保護世帯								
		生活保護世帯を除く市町村民	無料							
第	2	税非課税世帯(市町村民税								
		所得割非課税世帯を含む。)								
	Α	市町村民税所得割課税額	無料							
第		24,000円未満								
3	В	市町村民税所得割課税額								
		24,000円以上48,600円未満								
	Α	市町村民税所得割課税額								
第	`	48,600円以上77,101円未満								
4	В	市町村民税所得割課税額								
	ב	77,101円以上97,000円未満								
	۸	市町村民税所得割課税額	13,050	12,850	ź m.	1/-1	4m.	1/4		
第	Α	97,000円以上133,000円未満	13,000 12,800		無料		無料			
5	В	市町村民税所得割課税額	15,600	15,350						
		133,000円以上169,000円未満	13,000							
	Α	市町村民税所得割課税額	37,000	36,400						
第	τ	169,000円以上235,000円未満 37,000		30,400						
6	В	市町村民税所得割課税額	42.700	40.100						
	Р	3 235,000円以上301,000円未満 42,700		42,100						
	^	市町村民税所得割課税額	40.400	48,700						
第	Α	301,000円以上349,000円未満	49,400							
7	B.	市町村民税所得割課税額	E6 000	55,200						
		349,000円以上397,000円未満	56,000							
第	58	階層区分第1から第7までに 属さない世帯	72,800	71,700						
$oxed{L}$		禹でない。世市	•							

保育料は毎年9月に変わります。

4~8月分保育料 ⇒令和7年度市町村民税所得割課税額(令和6年の所得)により算定

9~3月分保育料 ⇒令和8年度市町村民税所得割課税額(令和7年の所得)により算定

多子軽減

子どもを2人以上養育している世帯の保育料の軽減は次のとおりです。

児童の年齢区分	B童の年齢区分 軽減対象年齢		第2子	第3子以降	
0~2歳児	制限なし	_	半額	無料	

保育料の納付方法

保育料の納付は基本的に口座振替をお願いしています。<u>口座振替日は毎月末日(12月のみ27日)</u>ですが、口座振替日が土日祝日の場合は翌営業日となります。振替日前日までに残高の確認をお願いします。口座振替手続きをされていない方は、入所決定後に「庄内町税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に記入のうえ、金融機関に直接申込みください。

口座振替ができなかった場合は、翌月5日頃に納付書を郵送しますので、役場会計室、コンビニ、金融機関窓口、電子決済で納入をお願いします。

※認定こども園については、園の納付方法によります。

2 保育料(教育1号認定)

令和元年10月からの無償化により満3歳から5歳児の保育料は無料です。

※教育認定は、満3歳の誕生日を迎えると1号認定になれるため、満3歳児から適用になります。

各園においてお支払いいただく、給食費や送迎バス利用費等は有料となります。

★ 預かり保育利用料の無償化について

教育利用のお子さんで保育の必要性を認められた3歳~5歳児クラスの年齢区分に当てはまる場合は 預かり保育の利用料が月額11,300円(上限 1日450円×利用日数)まで無償化の対象となります。 保育の必要性が認められない場合は、各園で定める利用料がかかります。

※市町村民税非課税世帯については、満3歳を迎えた日から無償化の対象になります。

無償化の対象となるには、手続きが必要です。

保育料の減額

災害その他やむを得ない事由により保育料を負担することが困難となった場合は減額の申請ができます。

- ◎ 火災、自然災害等により財産に著しい被害を受けたとき
- ◎ 支給認定保護者等が死亡したとき
- ◎ 支給認定保護者等が事故、疾病等により離職し、著しく所得が減少したとき
- ◎ 婚姻歴のないひとり親で市町村民税の寡婦(寡夫)控除の対象とならなかった者

3 副食費 ※園により徴収する金額が異なります。

認定▪	年齢区分	所得(階層)区分	多子軽減対象年齢	第1子	第2子	第3子以降	
2号	3歳児 以上	第1~第4A	制限なし	免除			
		第4B~第8	制限なし	徴収 (園	園に支払)	免除	
1号	満3歳 以上	市町村民税所得割額 77,101円未満	制限なし	免除			
		市町村民税所得割額 77,101円以上	小学3年生まで	徴収 (園	園に支払)	免除	

※免除の額は、4,900円までの額です。

教育・保育事業には多額の財源が必要です。 滞納がないよう、期限までの納付をお願いします。 お問合せ 庄内町子育て応援課子育て支援係 Tel0234-42-0195・0171